

## 解禁指定あり

平成29年7月26日  
中部地方整備局  
道路部交通対策課本年度  
第2回目

## 特殊車両の集中取締りを実施

～管内6事務所が参加し、管内全域において実施～

## 1. 概要

中部地方整備局では、従来より各県警察の協力を得て、違法な特殊車両の現地取締りを継続的に行っており、今回、本年度第2回目となる、管内6事務所による特殊車両の集中取締りを行うこととしましたのでお知らせします。

なお、8月は「道路ふれあい月間」であり、道路を利用する国民の方々に、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくため、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を特に推進することとしており、本集中取締り以外にも、管内の国道事務所において、違法な特殊車両の取締りや法令遵守の啓発を行ってまいります。

## 2. 実施事務所

名古屋、岐阜、高山、静岡、北勢、飯田国道事務所

※ 各事務所における実施場所及び実施日時は別紙1のとおりです。

## 3. 添付資料

別紙1：各事務所実施場所及び実施時間

別紙2：実施事務所連絡先一覧

別紙3：特殊車両現地取締実施状況等

別紙4：違法重量超過車が道路に与える影響

## 4. 解禁日時

平成29年8月2日（水）16時以降

## 5. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、  
三重県第二県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、高山記者クラブ、松阪記者クラブ、  
静岡市記者クラブ、飯田市役所記者クラブ、木曾合同庁舎記者室、  
塩尻桔梗ヶ原記者クラブ

## 6. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 道路部交通対策課長

いしがき まさひこ  
石垣 政彦

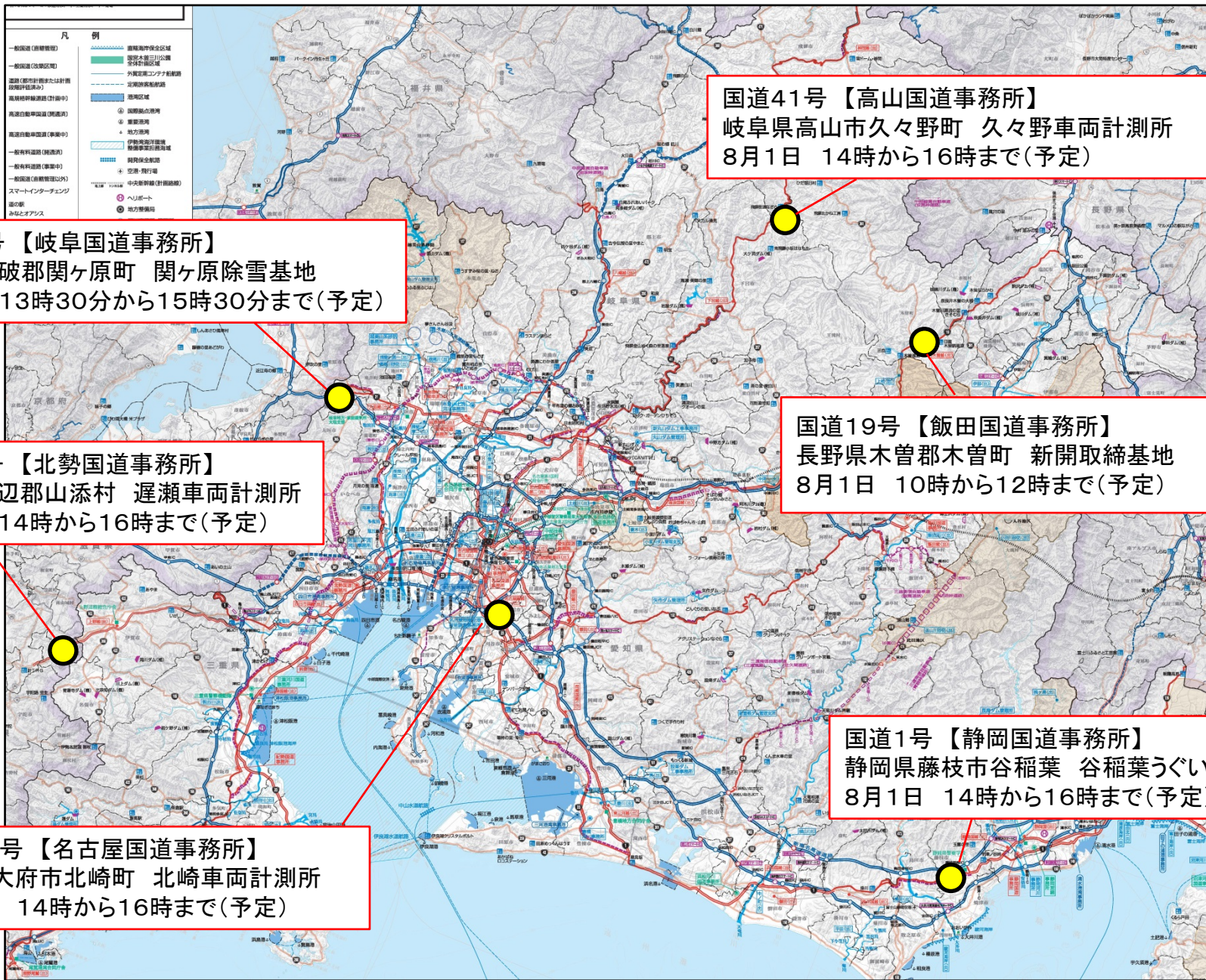
Tel 052-953-8178 Fax 052-953-9208

※ 現地取材等、個別の取締りに関するご質問は別紙2記載の各事務所担当者へお問い合わせ下さい。



道路の異状を発見したら・・・。迷わず、  
道路緊急ダイヤル 緊急通報 「#9910」（通話料無料）

# 中部地方整備局管内取締位置及び実施時間(8月1日、2日)



国道41号【高山国道事務所】  
 岐阜県高山市久々野町 久々野車両計測所  
 8月1日 14時から16時まで(予定)

国道21号【岐阜国道事務所】  
 岐阜県不破郡関ヶ原町 関ヶ原除雪基地  
 8月1日 13時30分から15時30分まで(予定)

国道19号【飯田国道事務所】  
 長野県木曾郡木曾町 新開取締基地  
 8月1日 10時から12時まで(予定)

国道25号【北勢国道事務所】  
 奈良県山辺郡山添村 遅瀬車両計測所  
 8月1日 14時から16時まで(予定)

国道1号【静岡国道事務所】  
 静岡県藤枝市谷稲葉 谷稲葉うぐいすPA  
 8月1日 14時から16時まで(予定)

国道23号【名古屋国道事務所】  
 愛知県大府市北崎町 北崎車両計測所  
 8月2日 14時から16時まで(予定)



## ◆ 実施事務所連絡先一覧

事務所名	担当者	連絡先
名古屋国道事務所	副所長 交通対策課長 伊藤 博文 オオハラ テアキ 大原 千明	TEL 052-853-7327 FAX 052-853-7334
岐阜国道事務所	副所長 保全対策官 ヨシダ タケシ 吉田 武司 スギモト タツヒコ 杉本 達彦	TEL 058-271-9817(管理第一課直通) FAX 058-271-9769
高山国道事務所	副所長 管理第一課長 オオタ ヒトシ 太田 均 タナカ マナブ 田中 学	TEL 0577-36-3823(管理第一課直通) FAX 0577-36-3841
静岡国道事務所	副所長 管理第一課長 ユイ ヤスオ 油井 康夫 コンドウ サダヨシ 近藤 禎義	TEL 054-250-8906 FAX 054-250-8911
北勢国道事務所	管理課長 タナカ サトル 田中 聡	TEL 0595-82-1312 FAX 0595-83-1319
飯田国道事務所	副所長 管理第一課長 カミハラ シンゲイチ 上原 繁一 ヨシイ ヒデアキ 吉井 秀明	TEL 0265-53-7200 FAX 0265-53-7210

## ◆ 特殊車両現地取締実施状況（6月9日、岐阜国道事務所による取締り）



- ① 道路を通行する特殊車両を警察の協力を得て停止させ、特殊車両通行許可証の有無や許可条件の遵守状況を確認したほか、車両の重量、寸法を測定し、許可内容と合致しているか確認しました。

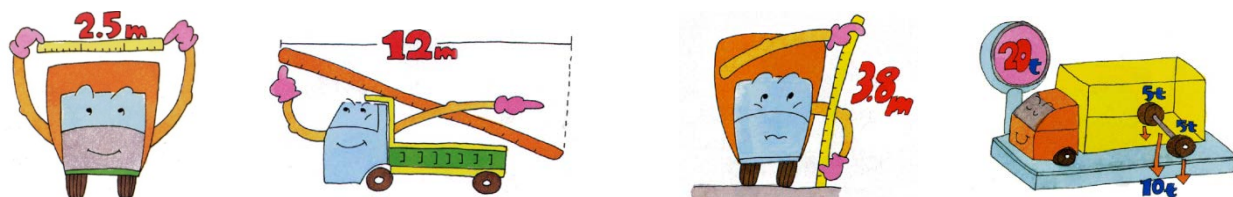


- ② 重量を大きく超過した車両には、その場における積載物の軽減措置を命じました。

## ◆ 違法重量超過車が道路に与える影響

### ◇ 政令で定める車両の幅等の最高限度

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両の幅、重量、高さ等は、政令（車両制限令）で定められており、これを超える車両で道路を通行するには、通行する道路の管理者から「特殊車両通行許可」を受ける必要があります。



寸法	最高限度	重量	最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン ※ 重さ指定道路は25.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル ※ 高さ指定道路は4.1メートル	輪荷重	5.0トン

車両制限令に定める車両の幅等の最高限度

### ◇ 軸重と道路橋劣化の関係

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、構造物に対して約9倍の重さがかかることになり、わずかな重量オーバーであっても道路へのダメージが大きくなります。

